

# 法務局地図作成事業の流れ

## ① 基準点設置・測量

- 実施地区内の道路上に、新たに基準点を設置し、測量を行います。

## ② 準備作業

- 関係官公署との打合せ
- 実施地区内の土地所有者及び関係者に対する作業内容のお知らせ



## ③ 現地調査 ~現地での立会いをお願いします~

- 現地において、**土地所有者又は代理の方に立会いいただき**、土地一筆ごとに隣接地との筆界の確認や地番・地目等について調査を行います。



- ※ 各所有者様には、立会予定日の2週間前までに、予定日時等を記載した「**立会依頼書**」を郵送します。
- ※ 所有者様において筆界に関する資料（筆界確認書等）をお持ちの場合は、立会い当日、ご提供をお願いします。

## ④ 一筆地測量

- 基準点から、現地調査で確認した筆界点までの距離や角度を測量します。

- ※ 測量の際には、再度、所有地内へ立ち入らせていただくこととなりますが、立入りにつき事前のご了承を頂ければ、立会いの必要はありません。
- ※ 国の事業として実施しますので、測量費用の自己負担はありません。



## ⑤ 面積計算・地図作成

- 測量結果及び公的資料等を精査し、土地の位置や形状を図示した地図（縮尺1/500）、一筆ごとの面積を計算した求積図（縮尺1/250）を作成します。



## ⑥ 縦覧・異議申出

- 作成した地図の原図を閲覧することができる縦覧会を開催します。

- ※ 土地所有者又は代理の方には、**縦覧会の案内通知**とともに、調査・測量の成果に基づき作成した「**地積等調査一覧表**（調査前後を比較対照できるもの）」、「**求積図**」、「**地図の原図の写し**（抜粋）」を郵送します。
- ※ 内容に異議がある場合は、案内通知の到達後、縦覧会終了までの間に、異議申出をすることができます。

## ⑦ 登記

- 登記官の職権により登記を行い、新たに地図及び地積測量図を法務局に備え付け、公示することとなります。